

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の
の範囲の適正化を図るための指導等について

標記については、今般、平成 20 年 9 月 9 日付け基発第 0909001 号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」（以下「判断要素通達」という。）により店舗の店長等が労働基準法第 41 条に定める管理監督者に該当するかどうかの判断に当たっての特徴的な要素を示したところである。

また、別添のとおり、本職から関係業界団体に対して、管理監督者の範囲の適正化に係る要請を行ったところである。

については、貴職におかれても、下記事項に留意の上、これらの店舗における管理監督者の範囲の一層の適正化を図られたい。

記

1 労働基準法上の管理監督者の趣旨・内容の周知等

労働基準法上の管理監督者の趣旨・内容について、判断要素通達のほか、関係する解釈例規、参考となる裁判例を含め解説したパンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成し、各局あて送付することとしているので、これを活用し、監督指導、集団指導等を通じて十分な周知を図ること。

また、管理監督者の範囲等に係る相談がなされた場合には、パンフレットを活用する等により懇切丁寧に説明すること。

2 管理監督者の範囲の適正化を図るための指導等

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗において、管理監督者の範囲が不適正であることが疑われる事案については、監督指導を実施するなどにより、その範囲の適正化を図ること。

監督指導の結果、管理監督者の範囲が不適正と認められる場合については、その判断した理由等について、パンフレット等を活用し、十分に説明すること。

また、管理監督者の範囲の適正化に係る指導に当たっては、監督指導を実施した事業場のみならず、他の店舗において管理監督者としている職制について全社的に見直し、必要な改善を図るよう併せて指導すること。

別記各団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

店舗における管理監督者の範囲の適正化について（要請）

日頃から労働基準行政の運営について格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する「管理監督者」に該当すれば、同法が定める労働条件の最低基準である労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用除外されます。したがって、その範囲については、一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であって、労働時間、休憩及び休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない、重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にある者に限定されなければならないものであり、企業内において「管理職」と位置付けられている全員が直ちに労働基準法上の管理監督者に該当するものとは限りません。

しかしながら、一部の小売業、飲食業等の店舗においては、店長等について労働基準法上の管理監督者に該当しないにもかかわらずこれに当たる者として取り扱い、長時間労働を行わせ、時間外労働に対する割増賃金を支払わないなどの事案がみられ、先般、全国の労働基準監督署において実施した店舗における管理監督者の範囲の適正化を重点とした監督指導においても、多くの事業場において不適正な取扱いが認められました。

このため、今般、監督指導において把握した店舗における実態や、最近の裁判例を参考として、店舗の店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素を示した通達「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」（平成 20 年 9 月 9 日付け基発第 0909001 号）を発出したところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員企業の店舗における管理監督者の範囲の一層の適正化に向けて、別添のパンフレットを活用いただき同通達等の内容を周知いただくとともに、各会員において次の事項が実施されますよう御指導を賜りたく、お願い申し上げます。

げます。

- ① 店舗において管理職と取り扱っている者がいる場合には、その者が上記通達等に照らして労働基準法上の管理監督者に該当するか否か点検を行うこと。
- ② 点検の結果、店長等が管理監督者に該当しないと認められる場合には、早急に改善を行い、割増賃金の支払を含め労働基準関係法令の遵守を徹底すること。
- ③ 管理監督者に該当すると認められる者についても、過重労働による健康障害防止について必要な措置を講ずること。

別記

日本小売業協会

日本チェーンストア協会

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

日本スーパーマーケット協会

社団法人全国スーパーマーケット協会

社団法人日本D I Y協会

日本流通自主管理協会

社団法人日本専門店協会

協同組合連合会 日本専門店会連盟

社団法人日本フードサービス協会

日本チェーンドラッグストア協会